

県西地域活性化推進協議会規約 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 県西地域の多彩な地域資源を生かして「未病を改善する」実践の場とすることを通じて地域の活性化に取り組んでいくため、県西地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。 この規約は、平成 28 年 月 日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 県西地域の多彩な地域資源を生かして「未病を治す」実践の場とすることを通じて地域の活性化に取り組んでいくため、県西地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規約は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。</p>